

壱岐法人会報

平成 23 年 11 月 1 日 No.58



女性部会老人ホーム慰問（10月25日）

壱岐法人会女性部会は、地域社会貢献事業の一環として壱岐老人ホームの慰問を毎年行なっています。

消費税納期内納付

法人会 一声運動

発行所

社団法人 壱岐法人会

広報委員長 柳澤 護

事務局

壱岐市郷ノ浦町東触590番地4

TEL 0920 (47) 5880

法人会の基本的指針
よき経営者をめざすもの団体として
会員の積極的な自己啓蒙を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

公益法人認定申請を決議 関係団体定期総会終わる

《親 会》

五月二十日、郷ノ浦町文
化ホールで第二十回法人会
定期総会を開催しました。
佐竹吉岐税務署長を始め
来賓二十二名をお迎えし、
出席者二九〇名(内本人出

席九六名)で、議長に篠崎
修氏を選出し、議案審議に
入り、全議案を満場一致を
もって原案通り承認しまし
た。

特に今年度は公益法人認
定取得をめざして定款の変
更、諸規定の制定、そして
公益法人への移行
申請を承認す
る決議を満場一
致で決議しまし
た。



渡辺紀生住職の講演

また今年度は
役員改選年に当
たり長田会長を
再選し、別記役
員が選任されま
した。
総会終了後、
向陽寺住職渡
辺紀生氏による
「ギター和尚の
お元氣説法」と
題する講演会を
拝聴しました。

《青年部会》

福田浩之部会長を再選

五月十七日、芦辺町かね
や別館で第十九回青年部会
定期総会を開きました。

今年度は役員改選に当た
り、福田部会長始め別記役
員の選任が承認されまし
た。

総会終了後に佐竹吉岐税
務署長の「公益法人制度改
革について」と題した卓
話を頂きました。佐竹署長
は、今後の公益法人制度の

《女性部会》

公益法人化へ前進

女性部会第十三回定期総
会が五月十二日、石田町「網
元」で開催されました。

二十二年度の活動内容は
老人ホーム慰問など恒例行
事に加え、小学校での租税
教室開催時に併せて「絵は
がきコンクール」を行な
い、児童の租税教育の一環
として実施しました。役員
改選が行われ、川上部会長

基調として法人会の総事業
費の内、五〇%以上の公益
事業比率が必要であり、か
つ公益事業とは不特定多数
の人の利益に寄与すること
が求められていること、さ
らに法人会の誕生と納税制
度のあり方にも言及され、
今後吉岐法人会も試練を伴
うかも知れないが、時代の
流れとして公益法人への道
を進めなければならぬこと
など、私達が直面してい
る重要課題を平たく語りか
けられました。

ほか新役員が選任されまし
た。

総会終了後には、久保田
良和氏の「誰のため、何の
ため」と題した講演を静聴
しました。久保田氏は実体
験を交えながら、人間の心
と体は、その人の心がけ次
第でどうにでもできる。日
常の生活でも目標をもって
実行すること。そして「人
は心がけて輝く、健康的な
美しさは長続きするし飽き
が来ない」など日頃からの
心がけの大切さを語られま

した。
こうした女性部会の活動
内容は、県下法人会でも高
い評価を受けていますが、
今後の法人会公益法人化へ
の前進のためにも女性部
会の更なる活動をしっかり
見守っていききたいと思いま
す。

e-Tax
で7-928!

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費
税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

ボランティアウォーキング で環境美化運動

女性部会長 川上 晴美



ゴミ拾いをする女性部会員

女性部会の活動は、部会員相互の親睦を図りながら、会員個々の研鑽を重ねることとありますが、一方では親会が求めておられる地域社会への貢献活動も今後の活動の中で大きな比重を占めるものと考えています。

ご承知のように法人会の公益法人制度導入に伴い、より公益性の高い事業活動が求められますが、その公益性とは税務の関連事業と地域社会貢献活動が、その主体をなすものと言われて

います。女性部会はこうした時代の要請に沿って今年度の

事業計画を策定しました。具体的には、恒例の「老人ホーム慰問」「租税教室」の実施に加え今年度から次のような事業を行っています。まず、「いちごプロジェクト」事業ですが、今夏の全国的な節電対策を受け、全法連女性部会の決議を経て、家庭における使用電力の15%削減を目指した運動です。私達も部会員はもとより地域住民の方々にも呼びかけ、運動の徹底に努めました。

昨今、社会道徳の荒廃がいくつにおいても指摘されていますが、私達の住む地

域社会の豊かさを維持していくためにも、個人の自由奔放な行動ではなく、多くの人が不変的に享受できる社会規範が望まれています。そうした思いから街の美化運動の一環としてボランティアウォーキングを実施しました。十月二十二日、部会員十一人と四人の子供達が弁天崎公園を出发点として郷ノ浦大橋を渡り、郷ノ浦港周辺のゴミ拾いを行ないました。このさ

さやかな活動に対し、道行く人々から温かい言葉を頂きましたし、子供達グループも笑顔が浮かべながら通り過ぎていきました。こうした活動が呼び水となつて街を美しくするという意識の広がりへと発展することを願っています。

女性部会の活動は取るに足りないものかと思われま

(社)吉岐法人会役員名

平成23年5月20日改選 (敬称略)

会長 長田玄一郎
副会長 立石孝廣
副会長 白川洋一朗
副会長 柳澤久善
専務理事 表谷久善
理事 野澤兵男
末永孝好
草野正純
土谷学
中原恵美子
岩中正幸
辻田多喜夫
福田浩之
川上晴美
山内昭人
大久保博幸
岩中松生

女性部会役員名

平成23年5月12日改選 (敬称略)

監事 松尾勝也
田口浩一郎
貞方誠
高田拓
高原知征
横山雄三
松永圭太
吉川治輝
川上芳宏

青年部会役員名

平成23年5月17日改選 (敬称略)

部長 川上晴美
副部長 山和子
副部長 百田糸杞
副部長 大内昭子
副部長 長嶋三千代
理事 中村香子
市山治江
末永枝利子
真弓クニエ
田口美代子
吉田三恵
中原恵美子
音嶋敏子

副部長 福田浩之
副部長 山口浩司
副部長 畑津勝人
副部長 中上浩一
理事 市山英誉
市橋健治

監事

音嶋敏子



職員の研修に携わって

吉岐税務署長 安田 秀 男

本日は、皆さま方女性部会の税務研修会にお招きをいただき、大変光栄に存じます。

私は、以前 3 年間ほど、税務職員の採用時の研修を担当する職務に従事しておりましたので、今日は、皆さま方にその時のお話を申し上げます、税務署に対する御理解の一助にいただければと思います。

税務の職場で働く職員の多くは、Ⅲ種試験（税務）採用者（高校卒業程度）と、国税専門官試験採用者（大学卒業程度）です。

これらの者は、一人前の税務職員になるため採用時にⅢ種採用者で約 1 年、国専採用者で約 3 ヶ月の研修を受けます。

私は、Ⅲ種採用者の研修を担当しましたので、その時の話をいたします。

Ⅲ種採用者の研修は、「普通科研修」と申しますが、1 年間全寮制で、寮では原則二人部屋で生活をします。

研修では、税法、簿記、大学教授による各種法律科目も学びますが、みだしなみ、言葉遣い、挨拶、マナーといった社会人として必要な外面的なものに加えて、社会人、公務員、税務職員としての自覚といった内面的なものを身に付けることを一番の目的としています。

高校時代は、親や周りの人の庇護の下ぬくぬくと過ごしていた若者が、規則正しい集団生活の中で、学生の時のような自由はない環境の下、挨拶の励行、時間の厳守、何事にも挑戦しあきらめない気持ち、他人への思いやりなどを厳しく指導され、研修生活の初めには、涙を流すことも時にはありますが、次第に研修生活にも慣れ、研修目的の何たるかを悟り、徐々に、社会人、公務員、税務職員としての自覚といったものが身に付いてきます。

そして、卒業時には、達成感の涙なのか、仲間あるいは研修所と別れを惜しむ涙なのか分かりませんが、当初流した涙とは別の涙を流して巣立って行きます。まだまだひよこではありますが一人前の税務職員として巣立って行く姿を見る時は、研修を担当した者として、何ものにも代え難い満足感を覚えますし、又、幾年か後に、同じ職場で同僚として合い交える時、その成長にほのぼのとした感慨を抱くこともしばしばです。

女性部会の皆さま方には、税務職員がこうした研修の過程を通じて一人前の税務職員として育っていくことを御理解いただき、税務行政に対しまして一層の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、再来年以降に就職予定の方で就職先を迷っているという方がお知り合いにおられた時には、税務職員という道もあるということをお話しいただくようお願いいたします。まして私の話を終わります。

税を考える週間

テーマ：税の役割と税務署の仕事

～国税庁のIT化・国際化への対応及び

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進～

国税庁では、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、さまざまな広報・広聴活動を行っています。

★主な行事★

- ◎ 11月12日（土）・13日（日）
JAフェスタで「税のひろば」開催（税金クイズ等）
- ◎ 11月上旬～中旬 市役所等での税の標語パネル展示



平成23年度 壱岐税務署 人事異動

《転出》

平成23年7月10日付（敬称略）

氏名	所属	職名	新所属	発令事項
佐竹 繁利		署長	行橋税務署	署長
上田 篤	総務課	総務課長	福岡国税局 総務部 納税者支援調整官(小倉派遣)	納税者支援調整官
上家 泰治	総務課	主任	福岡国税局 総務部 総務課	主任
布川 恵子	総務課	上席国税徴収官	退職	
佐藤 英一	総務課	上席国税徴収官	門司税務署 管理運営・徴収部門	上席国税徴収官
下津 恵介	調査部門	統括国税調査官	福岡税務署 個人課税第三部門	統括国税調査官
宇田 善文	調査部門	上席国税調査官	小倉税務署 特別国税調査官(開発調査担当)	上席国税調査官
江島 国彦	調査部門	上席国税調査官	香椎税務署 法人課税第四部門	上席国税調査官

《転入》

氏名	所属	発令事項	旧所属	旧職名
安田 秀男		署長	博多税務署	筆頭副署長
安河内 輝明	総務課	総務課長	福岡税務署 管理運営第一部門	統括国税徴収官
川崎 紘一郎	総務課	事務官	八幡税務署 法人課税第三部門	事務官
桑原 一郎	総務課	上席国税徴収官	甘木税務署 管理運営・徴収部門	上席国税徴収官
高見 憲康	総務課	上席国税徴収官	大川税務署 管理運営・徴収部門	上席国税徴収官
古城 一宏	調査部門	統括国税調査官	福岡国税局 調査査察部 査察第三部門	主査
淵上 正裕	調査部門	上席国税調査官	香椎税務署 個人課税第二部門	上席国税調査官
川下 明彦	調査部門	上席国税調査官	福岡税務署 法人課税第四部門	上席国税調査官

キヤッチ・ザ健康 (7)

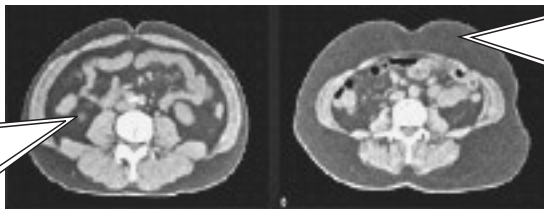
体脂肪を落とそう!!

杏岐市健康保健課 保健師 長尾・山川

体脂肪とは… 体の中の脂

- 1.皮下脂肪
- 2.内臓脂肪
- 3.血液中
- 4.細胞の中

内臓脂肪：肝臓のそばにあり増えたり減ったりしやすい！
脂肪肝になりやすい。男性に多い



皮下脂肪：肝臓より遠いおなか・尻・ももについていて減らしにくい脂質異常症になりやすい。女性に多い

脂肪からでる物質が悪さをする・・・
特に内臓脂肪

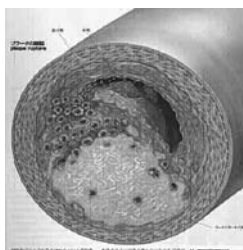
- 1. インスリンの働きを悪くする
- 2. 血圧を上げる
- 3. 血栓を作りやすくする
- 4. 抵抗力を落とす など



糖尿病・高血圧
がん・心臓病・
脳血管の病気など

実は…血液中の、中性脂肪はもちろんコレステロールも脂肪の一種

皮下脂肪も内臓脂肪もコレステロールも中性脂肪もそれぞれ、体の中での大切な役割もあるので必要だが、多くなると…



**心筋梗塞
脳血管の病気
慢性腎臓病など**

《こうならないために、自覚症状のないうちから気をつけること》

- 1、体を動かす。手軽なのはウォーキング。家事でもOK。意識して体を大きく動かす。一度にたくさんせず、できる分つつ実施する。
- 2、ストレスを上手に発散する ●十分な睡眠 ●気分転換 ●趣味などをみつける
- 3、禁煙
- 4、年に1度は健診を受ける。

自分でチェック

あなたの、標準体重はどれくらい？

A 標準体重は、身長から出します。標準体重＝身長(m)×身長(m)×22
例えば、160cmなら $1.6 \times 1.6 \times 22 = 56.3\text{Kg}$

まず体重を減らすなら、一気に減らさず現体重の5%を目標にする。

例 60Kgの人なら、3Kgを目安にする。

みなさんの健康と保険税を守る為、健診は必ず受けましょう

平成24年度税制改正に関する提言

(全法連税制改正提言抜粋)

平成24年度税制改正に際し、全国法人会は下記のような提言をまとめ、今後の全法連総会決議を経て、関係機関への提言を行なう。

〈基本的な課題〉

東日本大震災に加え、福島原発事故は今後の我が国経済の復興にとっても、最大の課題となってきた。被災地域の生活再建だけでなく、日本経済再生のためにも、新たな街づくりから規制緩和までを多角的にスピード感をもって進める必要がある。復興財源については、今を共に生きる我々が、我々の責任において負担することを大前提とすべきである。更に震災地の復興については震災特例法の施行等、多岐にわたる税制上の支援がなされているが、引き続き被災地企業に適切な措置を講じるよう求める。

1. 復興財源について

(1) 増税を実施する場合

臨時増税措置を採る場合、国民の理解を得た上で復興後の経済に重荷にならないよう、短期とすべきである。

(2) 増税科目についての留意点

所得税、法人税の増税は国内産業の空洞化や雇用、消費に悪影響を及ぼす恐れがあるので、税の中立性の観点から消費税が最も適していると考えられる。

2. 震災復興に向けた支援の拡充

(1) 被災地企業の法人税の一定期間減免

(2) 固定資産税の弾力的運用

被災実態に促した税制のあり方

(3) 特区の創設

被災地域の復興を図るため、税制、財政の支援を行う「特区」の創設

社会保障と税の一体改革

少子高齢化社会の到来に見合う持続可能な社会保障制度の構築は喫緊かつ最大の課題である「団塊の世代」の年金受給開始年齢により「給付」と「負担」のギャップが懸念される。将来国民が不安をもたないような社会保障制度の構築と財政健全化が求められる。

1. 社会保障制度に対する基本的な考え方

持続可能な社会保障制度確立のためには「給付」と「負担」のバランスを見直す必要がある。そ

うした改善によって「世代間・世代内の公平」を図り、国民的な合意を得られることが持続可能な社会保障制度確立の基本である。

(1) 財政赤字を加えた潜在的国民負担率は将来にわたり50%程度に止めるべきである。

(2) 社会保障の安定財源としては、消費一般に広く公平に負担を求め、かつ税収が景気にされにくい消費税が適しており、その税率の段階的引き上げはやむを得ないと考える。ただ、国民に負担増を求めるためには行財政改革のさらなる徹底や景気への十分な配慮がされるなど国民各層の合意を得るための努力が必要である。

(3) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

以上のような内容に加えて、次のような事項の改善を求める提言となっております。

2. 財政健全化に向けて

歳入・歳出の改革を実行し、スピード感をもって実行する。

3. 行財政改革の徹底

厳しい経済状況下にも関わらず、震災復興と社会保障制度の財源確保には増税やむなしとの考え方を示した。それは国・地方におけるぎりぎりまでの行財政改革が行われることを前提としている。国民は改革の先送りをもはや許さないことは明らかである。国会・地方議会は国民に痛みを求める前に「まず惣より始めよ」との認識の下、自ら身を削る覚悟を明確に示すことが出発点となろう。

(1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

(2) 国・地方公務員削減、人件費の抑制

(3) 特別会計と独立行政法人の見直しによる無駄の削減

4. 税制の抜本改革のあり方

税制の抜本改革から20年以上が経過した。現代の少子高齢化や人口減少社会、所得格差など、経済社会の大きな構造変化に対応するためにも抜本改革が不可欠となった。改革に当たっては所得・消費・資産の課税バランスを図ると同時に国際間の経済取引の増大の点にも配慮し、特に法人税の改革は喫緊の課題と考える。

心の通う“手作り”の慰問

女性部会副部長 長嶋三千代



タオル、石鹸などの贈呈をする川上部長

車窓をさわやかな秋陽がコスモス畑に注ぐ光景が過ぎる中、今年も湯ノ本路を老人ホームへと急ぎました。

女性部会は法人会の地域社会貢献活動の一環として今年で六回目の吉岐老人ホーム慰問を行いました。当初この事業を行うに当たり、簡素であっても心の通う「手作り」の慰問を心がけてきましたが、今年も贈答品は部会員が各自持ち寄った品を贈りました。余

興も部会員でできる舞踊や合唱で補い、当初からの特色に止めることを心がけました。

程なく車はホームの玄関に到着しますと、職員の方のお出迎えを頂き、会場へと案内されました。やがて開演となり川上部長の挨拶に続き、持参したタオル二百十枚、石鹸四十三個、ティッシュなど恒例の物品贈呈を終えました。聞くところでは、この贈り物を日常生活の中で大事に使って

頂いていることを知り、目的のひとつを成し終えた安堵感をおぼえました。

続いて余興に入り、最初の舞踊段階では、会場内に緊張感も漂っていました。私達に合わせるようには、あちこちから歌声が聞かれるようになり、最後の鯛網音頭のリズムの中には何人かのお年寄りの姿が器用な身のこなしと共に見られるようになりました。

やがて終演を迎え、ホームをあとに秋の陽ざしが湯ノ本路に傾く中を家路へと急ぎましたが、今日一日、日頃は閉じ籠もりがちのご老人の方々が無邪気に踊りの輪に興じて下さったこと、そして心からの笑顔を残りを惜しんで下さったことなど、ささやかな慰問ではありましたが、私達の「手作り」の誠意をお届けできたことを満足しながら、また訪れる日まで、お元気であられることを心からお祈りしています。

雑感

三月十一日に発生した東日本大震災は未曾有の災害として今なお二十万人余を超す死者、行方不明者の方々が有すると共に、その復旧には原発事故の収束と共に国の浮沈が問われる課題ともなってきました。昨今被災三県にまたがる避難場所の撤収が行われたとはいえ、安住の居住地確保までには多くの試練が訪れましょう。

ただ今後、わが国の発展を語る時、被災地の復興なくしては考えられません。その対応を情れば後世に汚点を残すこともなかりかねません。そうした懸念を払拭するためにも、今を共に生きる民族の一人としてこれらの復興財源の捻出には応分の負担が求められましょう。要はそれぞれの拠出を当然のこととして受け止める社会秩序作りが急がなければならないかもしれません。

こうした中であって、吉岐法人会は制度改革の大きな曲り角に直面しています。ご承知のように国は簡素で効率的な政府実現のため、この度の公益法人制度改革によって營

利を目的としない民間団体により公益活動を促進することとしていますが、これらを受けて法人会組織も公益法人として体制を整えることに機関決定しました。吉岐法人会も公益法人へ認定取得を決議しています。

しかしその前途には幾多の難題が伴います。殊に公益法人制度が掲げる総事業費に占める公益目的事業比率が五〇%以上であること、更には公益目的事業とは認定法に謳う二十三項目に該当し、その対象は不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものであることなど、厳しい条件をクリアしなければなりません。法人会活動も従来からの会員を対象にした内容とは異なり、税の関連や地域社会全体の公益を目的とした部分が五〇%以上求められることになりました。

このように法人会も公益法人制度改革という新しい時代のうねりの中で、どのような活路を見出すべきか試練の時代を迎えることになりました。会員皆さんの温かいご支援を賜わり、法人会の未来に限りない繁栄が訪れますよう祈念申し上げます。